

働き方改革 ミニセミナー 個別相談会

8月29日(木) 庄司茂事務所 (神戸) 13:00~14:30 参加費 無料

「有休取得義務化」、対応できていますか？

- ☑ 有休5日を取得させるために利用できる制度は？
- ☑ 付与日数の管理方法はどうする？
- ☑ 有休取得の義務はパートタイマーにもある？
- ☑ 半日有休、時間単位の有休の扱いはどうなる？
- ☑ 違反したら罰則はあるのか？
- ☑ そもそもどんなことに気をつければ良いのか？

すべての会社で
5日間の年次有給休暇取得が義務となっています！

- ・ **年次有給休暇管理シート** ご提供
- ・ **就業規則の規定例** ご提案 いたします



今回のセミナーは、「働き方改革セミナー」として年次有給休暇取得義務化についてを中心にお伝えします。

同日に行います、個別相談会も是非ご利用ください。(相談会詳細は裏面)

8/29 セミナー/相談会 概要 (お申し込みは裏面より)

内 容	働き方改革ミニセミナー (年次有給休暇取得義務化)	働き方改革個別相談会(全6回)
日 時	8月29日(木) 13:00~14:30 (12:45受付開始)	8月29日(木) 9:30~、10:30~、11:30~、 15:00~、16:00~、17:00~
受講料	無料	
場 所	庄司茂事務所 7階セミナールーム (神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F)	



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル6F
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

働き方改革関連助成金

今回の相談会では、以下にご紹介いたします **新しく注目の「働き方改革関連の助成金」**に関するご相談はもちろん、その他 有休取得義務化、同一労働同一賃金等についてもご対応いたします。

人材確保等支援助成金働き方改革支援コース

A 計画達成助成 新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に支給

雇入れた労働者1人当たり 600,000円 ※短時間労働者1人当たり 400,000円

B 目標達成助成 生産性の向上、離職率の目標の達成で支給

労働者1人当たり 150,000円 ※短時間労働者1人当たり 100,000円

時間外労働等改善助成金

1 勤務間インターバル導入コース 勤務終了後、次の勤務まで一定以上の休息時間を設ける「勤務間インターバル制度」を導入した場合に経費を助成。

2 時間外労働上限設定コース 延長することができる労働時間数を短縮し、上限設定を行い、労働基準監督署に届け出を行う場合に経費を助成。

3 職場意識改善コース 特別の休暇制度を会社に導入し、年次有給休暇の取得を促進、労働者の平均労働時間を削減した場合に経費を助成。

1～3のいずれかのコースについて取り組みを実施することで、上記「人材確保等支援助成金働き方改革支援コース」の計画を提出することが可能になります。

お申込みFAX: 0120 - 38 - 3399

8月29日(木) 庄司茂事務所7F

ご参加は先着8社までとさせていただきます。(各社2名まで)

希望日時

☐ 8/29(木) 働き方改革ミニセミナー 13:00～14:30

8/29(木) 働き方改革個別相談会

☐ ①9:30～10:30

☐ ②10:30～11:30

☐ ③11:30～12:30

☐ ④15:00～16:00

☐ ⑤16:00～17:00

☐ ⑥17:00～18:00

**相談会
希望内容**

☐ 働き方改革関連助成金

☐ 有休5日取得義務

☐ 同一賃金同一労働

☐ 就業規則の見直し

☐ その他

※複数選択可能

会社名

所在地

〒

TEL:

FAX:

従業員数:

ご参加者

①御役職・御芳名

メール

②御役職・御芳名

メール

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお届けいたします。(受付票は ☐TEL希望 ☐メール希望)
もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊社事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)